


所管部課	総務部防災安全課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則につ				
	いて	区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市災害対策本部条例施行規則			
	部課機関	福祉部福祉推進課、生活福祉課			
1. 要旨					
<p>平成27年4月1日付けで東大和市組織規則の一部が改正されることに伴い、分掌事務の文言修正が生じるため一部改正を行うものである。また、条文にずれが生じているため文言整理を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 別表部及び部長の部中「及び部長」を「並びに部長及び副部長」に改める。 ② 別表災対福祉部の部連絡調整班の項及び救護支援班の項中「災害時要援護者」を「災害時要配慮者」に改める。 ③ 別表災対福祉部の医療救護・保健班の項中「福祉部生活福祉課長」を「福祉部生活福祉課」に改める。 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市災害対策本部について、公正な運用に資することができる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
改正案文については、文書課において事前審査済み。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、市長決裁を経て本規則を施行したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。